

令和6年（ワ）第4457号 損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

5

準 備 書 面 (1)

令和7年4月11日

(次回期日：4月18日)

10 東京地方裁判所立川支部民事第3部4B係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 羽 根 一 成



15 第1 請求の原因（訴状訂正申立書にて訂正後のもの）に対する認否

1 「第2 請求の原因」について

(1) 第1段落について

第1文は認める。

第2文は否認する。被告は東大和市である。

20

(2) 第2段落について

ア 第1文について

「被告は、同請求における原告の口頭意見陳述内容を正当に記録せず」は否認する。

25

「その根拠となる音声データを違法にも消去した」は、「その根拠となる音声データを・・・消去した」は認め、「違法にも」は争う。

イ 第2文について

「同データは東大和市文書管理規則（甲1号証）第2条2号の公文書に該当し」は否認する。「東大和市文書管理規則（甲1号証）第2条2号」は「公文書」の定義ではなく、「電磁的記録」の定義を定めている。

その余は争う。

(3) 第3段落について

争う。

なお、「本人確認を得る」という手続はない。

(4) 第4段落・第5段落について

争う。

2 「第3 本訴に至る経緯」について

(1) 第1段落について

「非公開とされた部分に関し、これを非公開とすべき合理的理由に欠け、また、既に公開された文書情報（同年6月12日請求、23日開示）における開示・不開示実態との整合性に欠けるため」が審査請求における請求人（原告）の言い分であることを前提に、認める。

(2) 第2段落について

認める。

(3) 第3段落について

「令和6年第1回」を「令和6年度第1回」に訂正のうえ、認める。

(4) 第4段落について

ア 第1文について

否認する。「異なる記述がある」ということはない。

5 **イ 第2文について**

「後日、原告はこの記録の訂正を要求したところ」は認める。

「総務課職員から、訂正内容を文書にして提出するよう要求された。」は否認する。原告からは「言い間違えたのかな。」と発言があった。総務課職員は、訂正には応じられないこと、音声データはないことを説明するとともに、訂正内容（原告の言いたかったこと）
10 を文書で提出していただければ、審査会委員間で共有できることを提案した。

ウ 第3文について

15 認める。

(5) 第5段落について

認める。

20 **(6) 第6段落について**

「驚くべきものであった」は知らない。

その余は、「音声データ管理の要求について（回答）」を「会議の音声データ管理の要求について（回答）」に、「決済を得た」を「決裁を得た」にそれぞれ訂正のうえ、認める。

25

(7) 第7段落について

ア 第1文について

「回答では前者についての応答はなく」は認めるが、訂正に応じられないことは説明済みである（上記(4)イ）。

5 「後者についても改善の意志は示されなかった」は、「今後も、現時点では同様の取扱いを継続する考え」（甲6号証）であるという意味では認めるが、「口頭意見陳述の機会がある場合には、陳述者が録音機器を持ち込むことを許可することなど検討します」（甲6号証）ともしている。

その余は認める。

10

イ 第2文について

認める。

(8) 第8段落について

15 **ア 第1文について**

「同記録は訂正されていないことが判明した」は否認する。訂正に応じられないことは説明済みである（上記(4)イ）。

その余は、「12月13日、」を「12月17日、」に訂正のうえ、認める。

20

イ 第2文について

認める。

(9) 第9段落について

25 提訴の動機であり、知らない。

3 「第4 音声データの重要性」について

原告の内心については知らず、その余は原告独自の見解であり争う。

第2 被告の主張

5 1 原告の主張について

「被告は、同請求における原告の口頭意見陳述内容を正当に記録せず、その根拠となる音声データを違法にも消去した」(訴状2頁)と主張していることから、原告は、令和6年8月21日に行われた令和6年度第1回情報公開・個人情報保護審査会における口頭意見陳述の音声データ
10 (以下「本件音声データ」という。)を消去したことを違法行為とし、それにより、原告の法律上の権利ないし法律上保護された利益が侵害されたと主張するようである。

2 法律上の権利ないし法律上保護された利益

15 しかし、音声データの消去は、被告の内部の問題であり、原告の法律上の権利ないし法律上保護された利益とは関係ない。

この点、原告は、「2024年8月21日の情報公開・個人情報保護審査会口頭意見陳述で原告の行った陳述の物的証拠を、本人確認を得る前に廃棄するという行為」(訴状2頁)と主張するが、本人確認を得る手続
20 はなく、原告にそのような法律上の権利(音声データの確認を請求する法律上の権利)ないし法律上保護された利益(法律上保護されたそのような利益)があるとはいえない。「個人の尊厳を脅かし」、「表現の自由の侵害にも及ぶ」(訴状2頁)、「個人の尊厳を脅かし、ひいては表現の自由の侵害にも及ぶ」(訴状4頁)との主張は、独自の見解というほかに理
25 由がない。

3 違法性

なお、本件音声データは、会議や説明会等の記録作成を目的とした録音物であるから、東大和市文書管理規則（甲1号証）2条8号で定める「資料文書等」に該当する。

- 5 そして、資料文書等は、保存期間がなく、不要となった段階で速やかに廃棄することになっているから、本件音声データを甲4号証の作成後に消去したことに違法な点はない。（乙1号証）

4 損害

- 10 ところで、「被告は原告の精神的苦痛、損害に対し、国家賠償法第1条第1項の規定に従い損害賠償金を支払い」（訴状2頁）と主張していることから、原告は、10万円の慰謝料を請求していると思われるが、総務課職員は、訂正内容を文書で提出していただければ、審査会委員間で共有できることを提案しており、令和6年11月5日付で、甲4号証及び甲
15 5号証を東大和市情報公開・個人情報保護審査委員会委員宛に送付し、共有している（乙2号証）。

したがって、本件音声データが消去されていても、原告の言いたかったことは審査会で共有されるから、原告に慰謝すべき損害があるとはいえない。

20

5 まとめ

- 以上のとおり、原告に法律上の権利ないし法律上保護された利益があるとはいえないし、本件音声データの消去に違法な点もない。また、原告に慰謝すべき損害があるともいえないから、原告の請求は理由がない
25 ことが明らかであり、速やかに棄却されるべきである。

以 上